

(例) <一般法人>

※損金算入限度額が150万円(資本金1億円・所得1億円)の法人が 500万円寄附をしようとした場合 150万円 -350万円は課税対象 課税対象 一般寄附金 損金算入 特定公益增 損金算入 万円が免税 進法人への 寄附金 275万円 150万円

※一般法人の損金算入限度額の計算式

(資本金等額×0.25%+所得額×2.5%) ×1/2

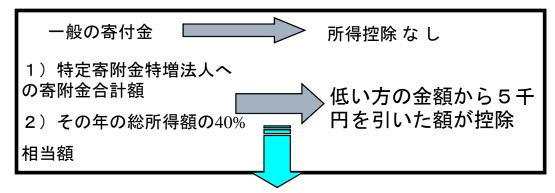


特定公益増進法人への寄附(資本金等額×0.25%+所得額×5.0%)×1/2



<例> 個人の方

※年収が1,000万円の個人の方の場合



- 1) 200万円寄附した場合:199万5千円が所得控除の対 象
- ★399万5千円までが所得控除 2)